

## 事業の継続や経営などに関するFAQ

---

### Q. 経営状況を改善したいのですが、何を見直せば良いでしょうか？

#### A-1. 認定こども園化を検討してみてください。

幼稚園から認定こども園に移行の場合は、新2号認定子どもの給付費(1号単価+預かりから2号認定子どもの単価へ)が改善される可能性があります。

保育所からの場合は、1号認定子どもにのみ設定されている人件費加算(チーム保育加配加算等)が活用できるため、収支が改善する可能性があります。

(国の試算シートを活用して試算してみてください)

#### A-2. 処遇改善加算1を活用した、給与への上乗せ内訳を見直してみてください。

処遇改善加算1は基礎分(2~12%)と賃金改善要件分(6~7%)に分かれています。職員の給与・手当として上乗せ支給しなければならないのは、この内「賃金改善要件分」だけであり、基礎分は従来から施設で行われている定期昇給等に当てれば良いことになっています。

このため施設が職員に対して給与や手当として新たに上乗せ支給する必要はなく、給与以外の研修や代替職員の雇用など、キャリアアップや働きやすさ向上のため給与以外に幅広く活用して良いことになっています。

(基準年度の変更等は自治体との相談が必要な場合があります。)

#### A-3. 利用定員の適切な引き下げを検討してみてください。

利用定員は施設定員と一致させることを基本としつつも、利用実員数をもとに設定することとされているため、利用実員数よりも利用定員が過大である場合は、園児一人当たりの給付費単価が下がるために経営を圧迫する可能性があります。

また、国のFAQには「市町村は施設が必要事項を盛り込んだ届出をした場合、利用定員の減少を認めないといった対応ができない」(根拠法第35条第2項または第47条2項の「変更の届出等」と示しています)ので、利用実員数に応じた利用定員の設定を検討してみてください。

(届出の前には市町村との事前協議が必要となります。)

#### A-4. 経費に無駄がないか再確認してみてください。

教育・保育に従事する教諭・保育士や運営に必要な職員等の人数のほか、事業費や事務費、施設整備費などが過剰となっていないか、再確認してみてください。

利用定員に応じて子どもが入園している場合でも、公定価格による収入と人件費・事業費・事務費等の支出を差し引きした額がマイナスとなっているケースもあります。削減を最優先するのではなく、運営上必要なものが何かを考え、内容により精査してみてください。また定員の充足という観点では、園の魅力を地域の方に知らせる発信等の方法を見直すことも一考の余地があります。

---

#### **Q. 認定こども園に移行したい旨の相談をしましたが、今は受け付けていないと言われました。**

##### A-1. 国は現在も移行を推進しています。

またそのための特例も設けています。

国は現在、認定こども園への移行を推進するために様々な特例を設けるなどし、移行推進の態勢に変わりはありません。

また既存の施設が認定こども園への移行を希望する場合は、「基準を満たす限りは原則として認める」との方針も示しています。

これらの考え方はFAQや事務連絡に示されていますので、国から示された資料に基づき自治体に対して丁寧に説明していく必要があります。

##### A-2. 待機児童がないので認定こども園を増やす必要がないと言われた場合の対応

認定こども園への移行を推進するのは待機児童の解消を目的としてではなく、「親の就労状況などに関わらず、同一の施設にて一貫した教育・保育を受けることができる」という認定こども園メリットを広げることが目的とされています。

市町村に対しては、上記のような「待機児童が解消されたから必要がない」との理由は当たらないという事を、国から示された資料を示しつつ、丁寧に説明する必要があります。